

令和8年度 熊野古道紀伊路ロングトレイル推進業務委託
仕様書

1. 委託業務の名称

令和8年度 熊野古道紀伊路ロングトレイル推進業務

2. 事業趣旨

和歌山県には、「熊野古道」「高野参詣道」「葛城修験」などの世界に誇る巡礼の道があり、県では和歌山県街道マップや押印帳などを整備し、これらの道を歩いて旅をする方々の誘客に努めているところである。

本事業ではこれらの道のうち、今年度は熊野古道紀伊路（以下「紀伊路」という。）に焦点を当て、ロングトレイルの観点から「複数日の宿泊を伴いながら長く歩いていただくこと」を主目的として、情報発信を行い、もって目的に叶った旅行者の誘客に繋がるよう施策を展開する。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 紀伊路ロングトレイルモデルプランの作成

紀伊路をスルーハイクするためのモデルプランを提案、作成すること。行程は、原則として山中溪駅をスタートして、紀伊田辺駅でゴールを迎えるルートとするが、宿泊するエリアや1日の区間、最終的な行程などは、受託者の提案をもとに県と協議の上決定することとする。

なお、モデルプランについては、下記のとおり和歌山県観光公式サイトにて、一例を掲載しているが、これによらず、本格的なロングトレイルハイカーにも訴求できるような新たなプランを提案・作成すること。

https://www.wakayama-kanko.or.jp/courses/detail_52.html

また、プランの作成にあたっては、ルート沿いの宿泊施設、飲食店、商店、トイレ、公共交通機関（駅・バス停）などの情報を整理し、実用性の高い内容とすること。

(2) 紀伊路のロングトレイルPR

紀伊路のロングトレイルをPRするため、上記（1）で示す全区間を著名人等（例：登山家、アウトドアライター、ロングトレイルの経験豊富なインフルエンサー等）に歩いていただき、広くその様子等を記事及び動画を制作し配信すること。なお、配信にあたっては、下記事項に留意すること。

【留意事項】

- ① 具体的なターゲット設定を行い、そのターゲット層に訴求できる方法及び内容でPRを行うこと。
- ② 道中で撮影した写真は、県観光公式サイトや県公式SNS、令和8年度に作成予定の紀伊路PRパンフレット等、県が実施する紀伊路のPRにおいて活用するので、50枚程度を目安にその使用を認めること。

5. 成果物

以下について、データで納品を行うこと。

- (1) 4.(2)に関する写真データ(jpeg等)
- (2) 4.(2)に関する発信結果報告書(様式・データ形式は問わない)
- (3) 本事業にかかる事業実績報告書(様式・データ形式は問わない)

6. 著作権等

- (1) 成果物の権利(著作権については著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は受託者に帰属する。受託者は県または県から委託を受けた者に対し、本仕様書の「2. 事業趣旨」記載の目的のために、成果物を無償で使用する権利を許諾する。
- (2) 受託者は、仕様書「5. 成果物」に定める成果物のうち、(1)の成果物について、県がその公表の可否及び公表日を決定すること、本契約の目的の範囲内でその内容を改変すること(トリミング、サイズ変更、色調補正等を含むがこれらに限られない)を承諾し、この限りにおいて県に対して著作権法第18条に定める公表権、同法第19条に定める氏名表示権及び同法第20条に定める同一性保持権を行使しないものとする。

7. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議を行い決定するものとする。